

「福岡空港アクセスバス分科会」の設置について

1. 趣旨

- 空港アクセスバス事業における公正な競争の確保による利用者利便の向上を目的に区域会議の下に「福岡空港アクセスバス分科会」を設置する。

2. 構成員等

- 国（内閣府地方創生推進事務局）、自治体（福岡市）、運行事業者の三者によるものとする。
- 必要に応じ、オブザーバーとして国（国土交通省）、学識経験者（公正な競争の確保に関する専門的知識を有する者）、バスの発着施設の管理者（バスターミナルの管理者、道路管理者、都道府県警察など）等を参画させることができることとする。

3. 協議事項等

- 特例を活用して行う運賃及び運行計画の設定（ダイヤ、運行本数）など利用者利便の増進に関する事項を協議する。
- 停留所の設置・利用に関する調整状況など停留所に関する事項、その他必要な事項について協議する。

4. 分科会の開催について

- 分科会は定期的を開催し、特例措置を活用して行われた事業が適正に実施されているか、確認する。事業の適正な実施とは、空港への輸送需要の増大に的確に対応し、空港利用者の利便の増進を図ることをいう。